石田 博継 様

神奈川県監査委員村上英嗣同太田眞晴同古川知惠子同梅沢裕之同小野寺慎一郎

神奈川県職員措置請求について(通知)

令和2年6月5日付けで受け付けた神奈川県職員措置請求(以下「本件措置請求」 という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)の定める 住民監査請求の要件を具備していないことから却下する。

(理由)

1 住民監査請求の要件

法第 242 条第1項の規定により、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

この住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実により、当該地方公共団体の財産的損失を生じ、又は生じるおそれのある場合において、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填することを目的としてなされるものであり、その請求に当たっては、当該財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であるとする具体的な理由を摘示することが必要であるとされている。

2 本件措置請求の審査

本件措置請求では、「請求の要旨」として記載された事項の文脈が一部明確でない箇所等はあるものの、これまでに公表されている事項の内容等を踏まえて全体を通してみれば、請求人は、知事が行った以下の支出行為が違法であり、これによって、県は、最低でも 1,200 億円を下らない損害を被ったとして、知事が必要な措置を講ずるよう求めているものと解される。

- (1) 令和2年4月10日、アパホテルアンドリゾートアパ横浜ベイタワーを借り上げる契約の締結をし、賃貸等の契約に基づく支出をしたこと
- (2) 同月 11 日、新型コロナウイルス感染症に関する感染拡大防止協力金として、 総額 1,200 億円もの補助金の交付を行ったが、本来、憲法第 29 条に基づき国に 対して損失補償の請求をすべきところ、知事の「東京都に足並みをそろえて行 く必要がある」との解釈によって不当に高い金額が支払われたこと

しかしながら、請求人は、知事が行った(1)の支出行為について、当該行為が違法又は不当であるとする理由を摘示していない。また、請求人は、知事が行った(2)の支出行為についても、憲法第 29 条との関連で国に対して損失補償の請求をすべきとする具体的な根拠を摘示していないことに加え、感染拡大防止協力金について、単に不当に高い金額が支払われたと主張するのみで、不当に高いとする具体的な根拠を摘示していないことから、当該行為が違法又は不当であるとする具体的な理由を摘示しているとは認められない。

3 審査の結果

以上のことから、本件措置請求は法第 242 条第1項に定める要件を欠くものであり、不適法なものである。